



## 改正電子取引制度の対応

ASAHI IPO NEWS LETTER は、IPOを目指す企業向けに税務・会計に関する情報提供を目的として発行しています。当NOでは令和3年度税制改正において改正された「電子取引制度」について取り上げます。

### <Point>

- ◆ 2022年1月から改正電子取引制度が開始されます。請求書等を電子メールで受け取っているような場合、留意が必要です。
- ◆ 改正後の電子取引制度においては、取引の情報を電子データにて授受した場合その取引情報を電子データにて保存することが義務付けられるため、紙出力により保存を行うことができなくなります。
- ◆ 電子データは一定要件を満たしたうえで保存が求められており、本年12月までに当該要件を満たすための準備がほぼ全ての事業者において必要になります。

### 1. 制度概要

2022年1月より開始する改正電子取引制度において、取引の情報（請求書等）をメール等を介し電子データにて授受した場合には、その授受した取引情報を電子データで保存することが義務付けられます。

そのため、2022年1月以後電子データにて取引情報を授受した場合には紙出力による取引情報の保存が認められなくなり、ほぼすべての事業者において一律電子データによる保存が必要になります。電子データにて保存するためには一定の要件を満たす必要があり、制度開始までにその対応が必要です。

紙出力により保存又は一定の要件を満たさずに電子データを保存している場合には、法令の要件に従った保存が行われていないものとして青色申告等の承認取消しにもなり得るため注意が必要です。



メール又はインターネット等を介し取引情報をやり取り

- ・電子取引に該当！
- ・書類を紙に印刷して保存することができません！
- ・電子データにより保存をするための準備が必要です！

### 2. 対象となる取引

取引情報の授受をメール等を介し電子データにて授受した場合には、その取引情報を電子データにて保存する必要があります。具体的には、契約書、見積書、請求書、領収書など取引情報の記載があるものを以下の方法により授受する場合です。

- ・電子メール又はクラウドサービスを利用した授受
- ・ホームページからダウンロード又はホームページ上に表示される請求書等のスクリーンショットを保存
- ・EDI取引
- ・ペーパレス化された複合機等のFAX機能を利用した授受
- ・DVD等の記録媒体を介しての授受

### 3. 電子取引の保存要件

電子取引に係る取引情報を保存するうえで下記要件を満たす必要があります。

#### 真実性の確保

以下の措置**いずれか**を行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ② 取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する**事務処理規定を定め、その規定に沿った運用**を行う

#### 可視性の要件

保存場所に、電子計算機等の操作マニュアルを備え付け、画面等に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること  
(自社開発のプログラムを使用する場合に限る)

以下の検索機能を確保すること

- ① 取引年月日、取引金額、取引先により検索ができること
  - ② 日付又は金額の範囲指定により検索ができること
  - ③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索ができること
- ※1 小規模な事業者（判定期間の売上高**1,000万円**以下）で税務職員による質問検査権に基づく電子的記録のダウンロードの求めに応じる場合には検索機能の確保は不要
- ※2 税務職員による質問検査権に基づく電子的記録のダウンロードの求めに応じる場合には②③は不要（※1除く）
- ※3 検索機能を確保するための方法として以下方法が考えられる  
・ファイル名に①の検索項目を記載しファイル名より検索する（※2の場合に限る）  
・表計算システム等により索引簿を作成し索引簿を経由して検索する など

出典：国税庁「電子帳簿保存法が改正されました」一部改変

### 4. 消費税の取り扱い

改正電子取引制度移行後も**2023年10月**のインボイス制度開始までは、消費税の仕入税額控除の要件が変わらないため、**請求書等の保存は紙によることが原則的**な取り扱いとなります。

そのため、請求書等をデータにより受領した場合には、消費税法施行令**49**条第1項第2号に規定する「請求書等の交付を受けなかつたことにつきやむを得ない理由があるとき」に該当するものとして帳簿に一定事項を記載する必要があります、上述の保存要件に加えて対応が必須となります。

上記内容の他、税務、会計、IPOに関するご相談を随時受け付けております。  
[ipo-support@asahitax.jp](mailto:ipo-support@asahitax.jp) に是非お気軽にお問い合わせください。

## Column

本ニュースレターで紹介した電子取引制度の改正による影響だけでなく、環境への配慮等も含めペーパー化が進んでいます。コロナ禍によるリモートワークが定着しつつある環境も追い風となり、今後紙媒体から電子データでの保存移行はますます促進されていくでしょう。

さてリモートですが、実は税務調査においてもリモート調査が実施されています。対象法人の**WEB**会議システムを活用し、調査官が別の部屋にいる従業員にリモート調査を行うというものです。このリモート調査、現状は資本金**1億**以上の国税局所管法人がその対象ですが、今後は資本金**1億未**満の税務署所管法人に対しても実施されることになるそうです。さらに国税当局側でもリモート調査を実施するための機器やネットワーク環境を整備し、本格的なりリモート調査の導入についても検討しているようです。